

## 千葉県保育士資格取得支援事業補助金交付要綱

平成26年5月29日制定

(趣旨)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項及び第4項の規定に基づく認可を受けた保育所及び当該認可を受けていない保育施設（以下「認可外保育施設」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条6項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格取得を支援することにより、保育所及び認定こども園等における保育士の確保、認可外保育施設が認可保育所に移行すること等によって必要となる保育士の増加を図るとともに、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うために、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した経費について、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 養成施設の卒業による保育士資格取得支援事業

保育士資格を有していない者が法第18条の6に基づき厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）を卒業して保育士資格を取得するために要した経費を補助する。また、過去に保育士養成課程の科目の一部を修めないで卒業した者で、その教科目を科目等履修により修めることで保育士資格を取得する場合も含むものとする。

(2) 保育士試験による保育士資格取得支援事業

保育士資格を有していない者が、法第18条の8に定める試験（以下「保育士試験」という。）を受験するための学習（以下「保育士受験対策講座」という。）に要した経費を補助する。

(対象従事者)

第3条 第2条第1項の事業における対象従事者は、養成施設の卒業により保育士資格の取得を目指す者であって、かつ、次の各号の要件をすべて満たしている者とする。

(1) 別表1に定める市内の施設いずれかに勤務している者。ただし、別表1の(1)から(7)のいずれかに勤務している者については常勤職員(1日6時間以上かつ月15日以上勤務している者をいう。以下同じ。)として勤務している者であること。

(2) 法第18条の18に基づく保育士登録証(以下「保育士証」という。)を交付された日から起算して1年を経過するまで、継続して当該施設に勤務すること。

(3) 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けていないこと。

2 第2条第2項の事業における対象従事者は、保育士試験によって保育士資格の取得を目指す者であって、かつ、次の各号の要件を全て満たしている者とする。

(1) 別表2に定める市内の施設いずれかに勤務している者。

(2) 保育士証を交付された日から起算して1年を経過するまで、継続して当該施設に勤務すること。

(3) 保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による貸付等を受けていないこと。

(補助金の交付対象)

第4条 第2条第1項の補助事業の補助金の交付対象は、次の各号のいずれかとする。

(1) 対象従事者を雇用しており、別表1の(1)から(7)に定める市内施設のいずれかを運営している法人または個人

(2) 別表1の(8)に定める市内施設に勤務する対象従事者

2 第2条第2項の補助事業の補助金は、対象従事者に交付する。

(対象経費等)

第5条 補助金の対象経費、補助額は、別表3に定めるものとする。

(実施計画書の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、市長が指定した期日までに別表4に定める書類(以下「実施計画書」という。)に別表5に定める書類を添付して、市長に提出すること。

(実施計画書の確認)

第7条 市長は、前条の規定による実施計画書の提出を受けた場合は、内容を審査し、本事業の対象と決定したときは、千葉県保育士資格取得支援事業実施決定通知書(様式第2号、以下「実施決定通知書」という。)により通知する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、事業の対象としないときは、千葉県保育士資格取得

支援事業実施不決定通知書（様式第3号）により通知する。

（実施計画内容の変更）

第8条 前条第1項の規定による実施決定通知書を受けたもの（以下「補助対象者等」という。）が、実施計画書の内容等を変更する場合は、千葉県保育士資格取得支援事業変更申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、千葉県保育士資格取得支援事業変更承認通知書（様式第5号）により、不適当と認められたときは、千葉県保育士資格取得支援事業実施計画変更不承認通知書（様式第6号）により補助対象施設等に通知するものとする。

（交付申請の時期）

第9条 補助金の交付申請は、対象従事者が保育士証の交付を受けた日から、その日の属する年度終了までの間に行わなければならない。

（交付の申請）

第10条 補助対象施設等が、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、前条に定める時期に従い、別表4に定める申請書に別表6に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第11条 規則第5条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

（1）規則第4条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は市長の承認を得ずに担保に供してはならないこと。

（2）規則及びこの要綱を遵守すること。

（交付決定通知）

第12条 市長は、第10条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をしたときは、千葉県保育士資格取得支援事業補助金交付決定通知書（様式第8号、以下「交付決定通知書」という。）により補助対象施設等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、千葉県保育士資格取得支援事業補助金不交付決定通知書（様式第9号）により補助対象施設等に通知するものとする。

（事業の廃止）

第13条 補助対象施設等は、事業の完了前に当該事業を廃止しようとするときは、事前に市長と協議しな

なければならない。

2 前項の規定による協議が整ったときは、補助対象施設等は「千葉市保育士資格取得支援事業廃止申請書」（様式第10号）を市長に提出することとする。

3 市長は、前項による申請の内容を審査し、適当と認めるときは、「千葉市保育士資格取得支援事業廃止承認通知書」（様式第11号）により補助対象施設等に通知することとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、補助対象施設等が次の各号に掲げる事由に該当するときは、補助金の交付の決定の一部または全部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- （2）補助金を事業目的外の用途に使用したとき
- （3）その他補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき
- （4）認可外保育施設にあつては、証明書の内容を満たさなくなったとき
- （5）認定こども園にあつては、認定を取り消されたとき
- （6）保育所、小規模保育施設、事業所内保育施設、私立幼稚園にあつては、認可を取り消されたとき

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、当該対象施設等に対し、「千葉市保育士資格取得支援事業補助金交付決定取消通知書」（様式第12号）により通知することとする。

（額の確定通知）

第15条 規則第11条の規定による通知は、第12条第1項の規定による交付決定通知書の交付をもって、額の確定通知があつたものとみなす。

（交付の請求）

第16条 第12条第1項の規定により、対象経費について交付決定を受けた補助対象施設等が補助金の交付を受けようとするときは、別表4に定める請求書に必要な書類を添付して、市長に提出するものとする。

（返還命令）

第17条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市保育士資格取得支援事業補助金返還命令書（様式第14号）による。

（委任）

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月29日から施行し、平成26年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月13日から施行し、平成27年4月1日より適用する。ただし、平成27年4月1日前に旧要綱第8条の規定による実施決定通知を受けた場合については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年4月1日前に旧要綱第8条の規定による実施決定通知を受けた場合については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年1月18日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表1 第2条第1項（養成施設の卒業による保育士資格取得支援事業）の対象従事者の勤務先

施設
<p>(1) 法第59条の2第1項に定める届出対象施設であり、市長が定める期間までに「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）が交付されており、第3条に定める対象従事者が保育士証の交付を受けるまでの間、証明書の内容を満たしている認可外保育施設（以下「届出対象の認可外保育施設」という。）</p>
<p>(2) 法第59条の2第1項に定める届出対象外施設で、証明書の内容を満たしていると市長が認める認可外保育施設（以下、「届出対象外の認可外保育施設」という。）</p>
<p>(3) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けた事業所（以下、「小規模保育事業所」という。）</p>
<p>(4) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの（以下、「事業所内保育事業所」という。）</p>
<p>(5) 千葉県私立保育所設置認可等要綱第17条の規定に基づき認可された私立保育所（以下、私立保育園という。）</p>
<p>(6) 認定こども園</p>
<p>(7) 幼稚園型認定こども園への移行を予定している私立幼稚園</p>
<p>(8) 千葉県保育所設置管理条例（昭和39年条例第2号）第2条及び千葉県認定こども園設置管理条例（平成27年条例第24号）第2条に規定する公立保育施設（以下「公立保育施設」という。）</p>

別表2 第2条第2項（保育士試験による保育士資格取得支援事業）の対象従事者の勤務先

施設
(1) 届出対象の認可外保育施設
(2) 届出対象外の認可外保育施設
(3) 小規模保育事業所
(4) 事業所内保育事業所
(5) 私立保育園
(6) 認定こども園のうち保育所型認定こども園
(7) 認定こども園のうち幼保連携型認定こども園
(8) 認定こども園のうち地方裁量型認定こども園
(9) 公立保育施設

別表3

事業名	種目	対象経費	補助額
養成施設の卒業による保育士資格取得支援事業	養成施設受講料等	対象施設等が保育士資格取得のために養成施設に支払った費用のうち、養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われた入学料（養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は登録料）、受講料（面接授業、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））及び上記経費に係る消費税とする。（注1）	対象従事者1人につき、対象経費の2分の1の額と以下の額を比較して低い額とする。 (1) 養成施設を卒業することにより保育士資格を取得する者については30万円 (2) 保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者のうち、(ア)「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等児童家庭局長通知）別表の②③を活用する者については10万円、(イ)「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等児童家庭局長通知）別表①を活用する者については20万円

	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">代替保育従事者雇上費</p>	<p>対象従事者が保育士資格の取得に必要な保育実習や面接授業を受けるため、当該施設に勤務していない期間に代替保育従事者を雇用する場合の経費とする。ただし、次に掲げる場合は対象外とする。</p> <p>ア 保育実習等の履修期間、対象従事者に対して、給与が支払われない場合</p> <p>イ 養成施設が定める修業年限を超えて修学する場合</p> <p>※代替保育従事者雇上費の対象となるものは、別表1の(1)から(4)、地方裁量型認定こども園及び幼稚園型認定こども園が構成する認可外保育施設を運営する法人または個人のみとする。</p>	<p>対象経費と代替保育従事者が勤務した日数に7,440円を乗じた額を比較して低い額とする。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保育士試験による保育士資格取得支援事業</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保育士試験対策講座の受講料等</p>	<p>対象従事者が負担した保育士試験対策講座の受講に要する費用のうち、当該講座を開講している事業者に対して支払われた入学金(講座実施事業者における受講の開始に際し、事業者に納付する入学金又は登録料)、受講料(面接授業、教科書代及び教材費(受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。))及び上記経費に係る消費税とする。(注1)</p> <p>なお、対象経費の期間は、保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の属する月の1日までのものであるとする。</p>	<p>対象従事者1人につき、対象経費の2分の1の額と15万円を比較して低い額とする。</p>

(注1)

次に掲げる経費は対象外とする。

ア その他の検定試験の受講料

イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費

ウ 補講費



- エ 養成施設が定める修業年限を超えて修学した場合に必要な費用
- オ 養成施設が実施する各種行事参加に係る費用
- カ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- キ 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器材等
- ク クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）
- ケ 第10条に定める交付申請時点で養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料

別表 4

関係 条項	養成施設の卒業による保育士資格取得支援 事業		保育士試験による保育士資格取得支援事業	
	様式番号	様式名	様式番号	様式名
第6条	第1号	千葉県保育士資格取得支援事業 実施計画書（養成施設）	第1号の2	千葉県保育士資格取得支援事業 実施計画書（保育士試験）
第10 条	第7号	千葉県保育士資格取得支援事業 補助金交付申請書（養成施設）	第7号の2	千葉県保育士資格取得支援事業 補助金交付申請書（保育士試験）
第16 条	第13号	千葉県保育士資格取得支援事業 補助金交付請求書（養成施設）	第13号の 2	千葉県保育士資格取得支援事業 補助金交付請求書（保育士試験）

別表 5 (「実施計画書」添付書類)

		添付書類	
		様式第 1 号	様式第 1 号の 2
1	<p>対象従事者が別表 1 に定める施設に勤務していることがわかる書類</p> <p>なお、別表 1 の (1) から (7) に定める施設に勤務している場合は対象従事者が常勤であることが確認できる書類であること</p> <p>※雇用契約書の写しなど</p>	<p>別表 2 に定める施設に勤務していることが確認できる書類</p> <p>※雇用契約書の写しなど</p>	
2	<p>養成施設に係る書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養成施設に在学していることがわかる書類</li> <li>・養成施設の名称及び概要、修業年限及びカリキュラムがわかる書類</li> <li>・受講料や入学金等の金額及び内訳がわかる書類</li> </ul>	<p>保育士試験対策講座に係る書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士試験対策講座を受講していることがわかる書類</li> <li>・保育士試験受験対策講座の名称及び概要、受講年限及びカリキュラムがわかる書類</li> <li>・受講料や入学金等の金額及び内訳書類</li> </ul>	
3	<p>認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し</p> <p>※届出対象の認可外保育施設以外の場合は不要</p>		

別表 6 (「交付申請書」添付書類)

	添付書類	
	様式第 7 号	様式第 7 号の 2
1	<p>保育士証の交付を受けた後も別表 1 に定める施設勤務することが確認できる書類</p> <p>※雇用契約書の写しなど</p>	<p>保育士証の交付を受けた後も別表 2 に定める施設に勤務することが確認できる書類</p> <p>※雇用契約書の写しなど</p>
2	<p>養成施設の長が発行する養成施設受講料等の領収書</p>	<p>保育士試験対策講座の実施事業者が発行する対象経費の領収書</p>
3	<p>保育士証の写し</p>	<p>保育士証の写し</p>
4	<p>別紙 1 保育資格取得支援事業完了報告書（養成施設）</p>	<p>別紙 2 保育士資格取得支援事業完了報告書（保育士試験）</p>
5	<p>対象従事者の保育実習等の履修期間に給与が支払われていることが確認できる書類</p> <p>※代替保育従事者雇上費を申請している場合のみ提出すること</p>	
6	<p>代替保育従事者が勤務していたことが確認できる書類</p> <p>※代替保育従事者雇上費を申請している場合のみ提出すること</p>	